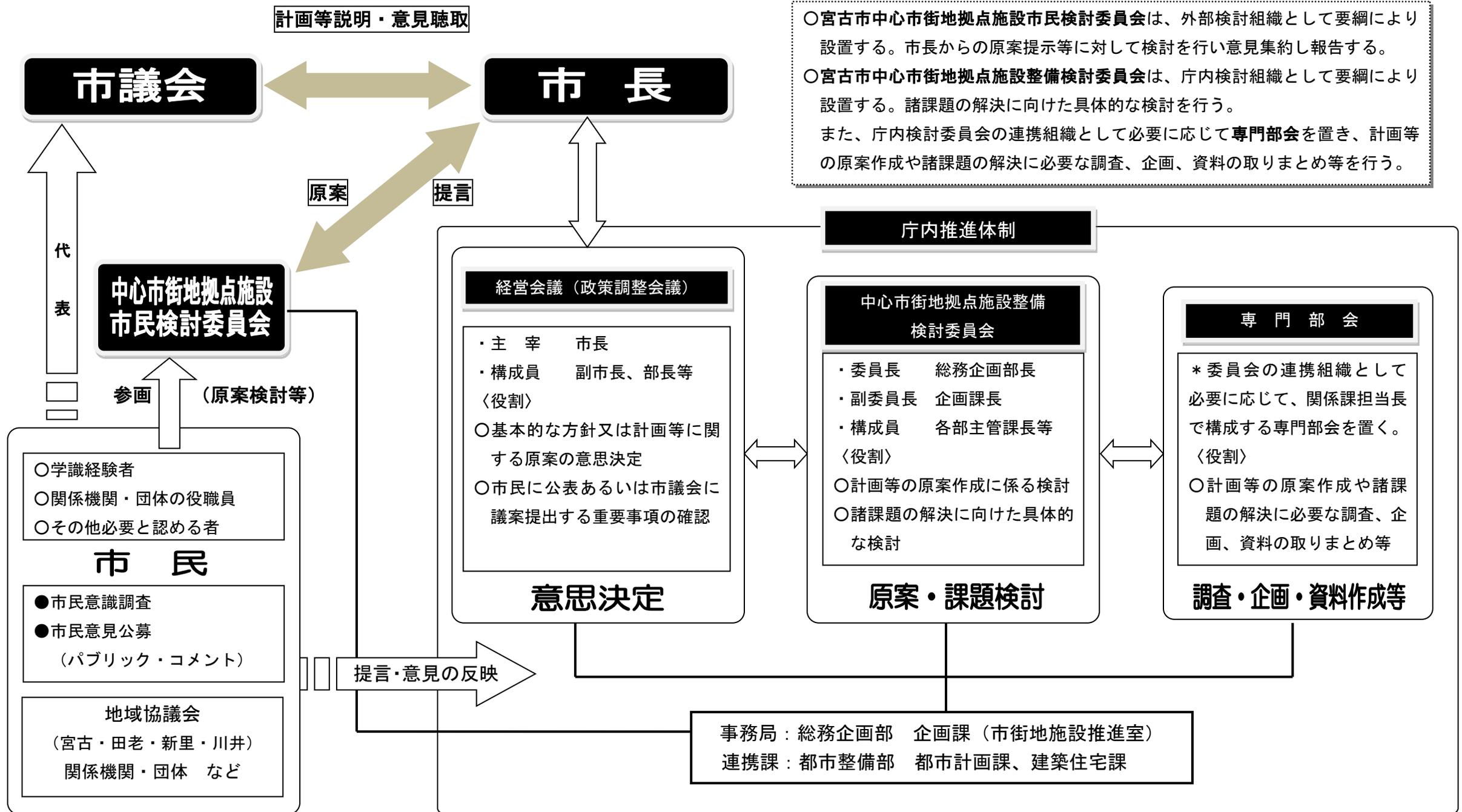


# 宮古市中心市街地拠点施設整備事業 推進体制図



○宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会は、外部検討組織として要綱により設置する。市長からの原案提示等に対して検討を行い意見集約し報告する。

○宮古市中心市街地拠点施設整備検討委員会は、庁内検討組織として要綱により設置する。諸課題の解決に向けた具体的な検討を行う。

また、庁内検討委員会の連携組織として必要に応じて**専門部会**を置き、計画等の原案作成や諸課題の解決に必要な調査、企画、資料の取りまとめ等を行う。